

## III 章

# 都市基盤の分野別方針

1. 土地利用の方針
2. 市街地整備の方針
3. 交通施設整備の方針
4. 自然環境保全及び緑地整備の方針
5. 都市防災の方針
6. 景観形成の方針



# 1. 土地利用の方針

## 1) 本市全体の土地利用の方針

### (1) 現状と課題

本市の土地利用の現状と課題は以下のとおりです。

#### ① 現状

- 本市は、港を中心に発達してきたまちで、市域は本土地域と浦戸諸島に分けられます。本土側は、その大部分が市街化区域に指定されており、高密度な市街地が形成されています。地形的には、港を囲むようにして丘陵がせりだし、低地の多くは海を埋め立てて形成されています。浦戸諸島は、全域が特別名勝松島に属し、市街化調整区域に指定されています。
- 土地利用を地目別にみると、市域の70%以上が市街化区域であることから都市的な土地利用が進み、宅地は50%を占めています。次いで、山林が約25%を占めているが、田、畑の割合はそれぞれ1%、3%と非常に低く、市内の経営耕地の大部分が浦戸諸島に分布します。
- 近年の特徴的な土地利用の動きとしては、都市計画道路北浜沢乙線において門前町のたたずまいに配慮した石畳風の歩道やモニュメントを整備したこと、旧国鉄の貨物ヤード跡地において、海辺の賑わい地区土地区画整理事業を実施し、長く未利用地であった中心市街地の有効活用が図られたことなどがあります。東日本大震災からの復興事業としては、災害公営住宅の建設や沿岸部を中心に土地区画整理事業、復興道路の整備、津波復興拠点の整備、魚市場の再整備、水産加工業施設整備の支援等が進んでいることなどがあります。

#### ② 課題

- 本市は、地形的な制約から海を埋め立てるほかには市街地の拡大が望めないため、既存市街地の有効活用が求められます。丘陵などの自然的特質を生かしながら、市街地の高度利用、住環境の整備を進めるほか、商業・業務機能や港湾機能などの都市機能を一層集積、高度化していく必要があります。特に中心市街地や旧来の住宅地については、まちの再生に合わせて道路交通環境を向上させるなど総合的な整備を図り、まちの顔となる新たな賑わい拠点と住みやすい居住環境を形成していくことが重要な課題となっています。

### (2) 基本的な方向

本市の土地利用の現状と課題に基づき、基本的な方向を以下のとおりとします。

- 都市機能を高めるために土地利用の複合化を図り、魅力ある市街地の形成に努めます。また将来の推計人口に合った適切な市街地規模とするため、本市特有の市街地特性を生かしたコンパクトシティの形成を推進するとともに、空き家の利活用を促進します。
- 市街化区域と市街化調整区域の配置については、現在の都市計画決定状況を基本として土地利用を行います。
- 海と緑と島からなる自然景観は本市の個性であり、貴重な財産です。市民が潤いとやすらぎを感じることができるよう保全し、活用を図りながら後世に残すよう努めます。

## 2) 市街化区域の土地利用の方針

### (1) 現状と課題

本市の市街化区域における土地利用の現状と課題は以下のとおりです。

#### ① 現状

##### a. 商業地

- 「海辺の賑わい地区」は、本市の中心商業地となっており、量販店等が立地しています。しかし、従来からの商業地である海岸通や本町周辺などでは、東日本大震災以後、空洞化が深刻な状況となっています。また、各地域の徒歩圏における商店が、店主の高齢化等により姿を消しています。

##### b. 工業地

- 臨海部の貞山通地区には、商港を背景に石油配分基地や倉庫等が立地しています。魚市場周辺の新浜町地区には、漁港を背景に冷凍倉庫、物流基地、水産加工工場などが立地しています。しかし、貨物や水揚の減少により、土地利用が停滞しています。

##### c. 住宅地

- 昭和50年代以降開発された北部地区は、眺望にも優れた閑静な住宅地となっています。しかし、旧市街地では人口減少による空洞化が深刻な状況となっており、昭和40年代以前に宅地化された地区は、公園が少なく、狭あい道路が多くなっています。

#### ② 課題

##### a. 商業地

- 中心部の人口密度が低下し、空き家の増加が見られることから、まちの賑わい創出や地域コミュニティの維持に向けて、まちなかへの人口の定着が求められています。
- 厳しい経済情勢の中、本市の商業の再生・発展に向けて、中心部の未利用地活用や観光産業の活性化が求められています。
- 市域北側の住宅地において徒歩圏内の商業施設が不足しており、住宅地に近接したエリアに市民の日常生活の需要に対応した商業施設の集積を高める必要があります。
- 官公庁施設や銀行・郵便局等の業務機能が市内各所に点在しており、都市機能の適正な立地誘導を図ることが求められています。

##### b. 工業地

- 東日本大震災では漁港関連施設や水産加工施設などが大きな被害を受け、これらの早急な復旧・復興が本市の産業再生のために重要な課題となっています。
- 水産業・水産加工業施設が立地する地区において、周辺にそぐわない業態の施設が立地する恐れがあるため、用途指定等の対策が求められています。
- 魚市場の再整備に合わせ、港湾機能の充実、仙台塩釜港仙台区との役割分担などを着実に実現していくことが求められています。



仙台塩釜港塩釜港区 (平成28年7月撮影)  
国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所提供

##### c. 住宅地

- 中心市街地周辺では、低層住宅密集地と空き宅地が混在しており、ゆとりある居住環境形成のため、中高層化も含めた対応を進める必要があります。
- 歩いて暮らせるまちづくりや、安心して子育てをすることができる定住環境の整備が求められています。

## (2) 土地利用の方針

現状と課題を踏まえ、本市の市街化区域においては以下のような土地利用を進めるものとします。

### a. 商業地

- 中心市街地については、土地利用の複合化を図り、まちなか居住を促進します。また、海岸通1番2番地区再開発、本町から南町にかけての沿道まちづくり（沿道街路整備事業）を通じ、地区計画の検討なども行いながら本市の顔となるエリアとして賑わいと風格のある良好な都市環境整備を図ります。さらに、臨海工業用地の一部を商業地域に変更して、中心市街地とともに交流の拠点となる観光交流用地等として活用します。
- 主要な幹線道路沿線を沿道型商業地として、市民の日常生活の需要に対応した商業施設等の各種機能の集積を促進します。
- 官公庁施設等の点在を解消し利便性を向上させるため、中心市街地に業務機能の立地の誘導を図ります。

### b. 工業地

- 臨海部の工業地については、塩釜港が持つ4つの機能（商港・漁港・観光港・防災港）などを踏まえて、それぞれの役割に応じた土地利用に特化します。
- 魚市場周辺の都市基盤施設の強化を図り、背後地である新浜町地区において特別用途地区の指定などにより、水産関係流通業務機能の集積を促進します。
- 臨港地区内の保安港区については、今後のエネルギー情勢を見据えて、土地利用のあり方について検討します。

### c. 住宅地

- 中心市街地周辺については、土地の高度利用を図るため中高層化を促進し、それに合わせたオープンスペースの確保、道路等の公共施設の整備により、ゆとりある居住環境の整備を進め、まちなか居住を促進します。
- 一般住宅地については、良好な住環境の保全を図り、道路などの整備や地区計画の検討により、防災性を高めます。

## 3) 市街化調整区域の土地利用の方針

本市における市街化調整区域は、下記の5地区に位置しています。

本 土	①鹽竈神社の社叢域にあたる一森山
	②加瀬沼及びその東岸（加瀬沼公園）
	③伊保石北部地区（伊保石公園）
	④越ノ浦・杉ノ入裏等の海岸部を含む赤崎地区
浦戸諸島	⑤浦戸諸島（桂島、野々島、寒風沢島、朴島）の全域



## (1) 現状と課題

本市の市街化調整区域における土地利用の現状と課題は以下のとおりです。

### ① 現状

- 一森山は、鹽竈神社の社叢（神社の森）域であり、信仰と歴史・文化の象徴であるとともに、市街地に固まれた中での貴重な緑のシンボル空間です。また、一帯は保安林に指定されています。
- 加瀬沼とその東岸は、水と緑を有する良好な自然環境が形成されており、市民と近隣市町の人々が気軽に自然と親しめる広域公園として位置づけられます。
- 伊保石北部地区は、牧場と森林の広がる山地であり、緑地帯として機能しています。緑豊かな総合公園として位置づけています。
- 越ノ浦・杉ノ入裏が所在する赤崎地区は、松島湾に面した沈降海岸特有の入り組んだ海岸線の景観を有する名勝地であり、杉ノ入裏の半島部の一部を除き、特別名勝松島に指定されています。半島部の森林は保安林に指定されています。
- 浦戸地区は、安芸の宮島、丹後の天橋立とともに日本三景のひとつに数えられる「特別名勝松島」の景観を構成する重要な地区です。水産業が基幹産業であり、それを生かした体験型交流などが展開されています。寒風沢島に本市唯一のまとまった経営耕地が存在します。

### ② 課題

- 都市環境の潤いを創出する重要な要素であり、保水・流出抑制機能等の治水対策上の効果も期待できる、まとまりある樹林地と水辺の保全・活用を図ることが求められています。
- 特別名勝松島の美しい景観を形成する貴重な海岸線を保全しながら、地域資源としての活用が求められています。
- 浦戸地区に残された農業経営耕地の保全・活用が求められています。
- 自然環境や田園環境と調和した居住環境の向上が求められています。

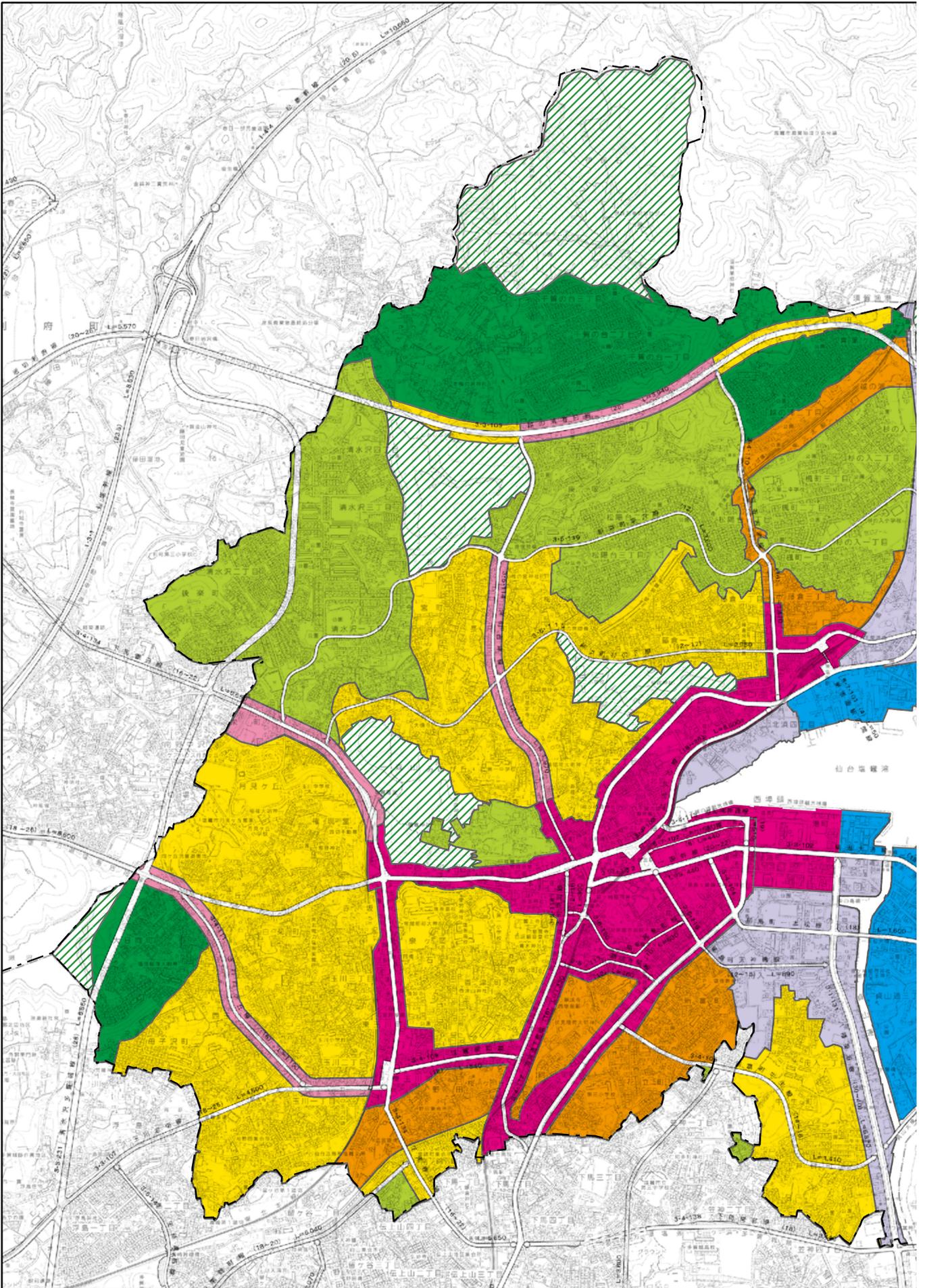


浦戸諸島

## (2) 土地利用の方針

現状と課題を踏まえ、本市の市街化調整区域において以下の土地利用を進めるものとします。

- 本市の市街化調整区域は、市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る区域という意義に加えて、特別名勝松島や鹽竈神社の社叢域ということから、優れた景観や文化的にも貴重な意味を有しています。このことから、原則として現況の土地利用を保全し維持することを基本とします。
- 浦戸諸島については、特別名勝松島の景観と調和を図りつつ、集落地を維持するため、地区計画の活用も視野に入れながら、居住環境の向上を図るとともに、災害危険区域のレジャー拠点としての活用を検討するなど、土地の有効活用を図ります。
- 現在市街化区域となっている地盤国有公園やゴルフ場については、今後都市的土地利用への転換が見込めないことから、市街化調整区域への編入も視野に入れた土地利用の検討を進めます。



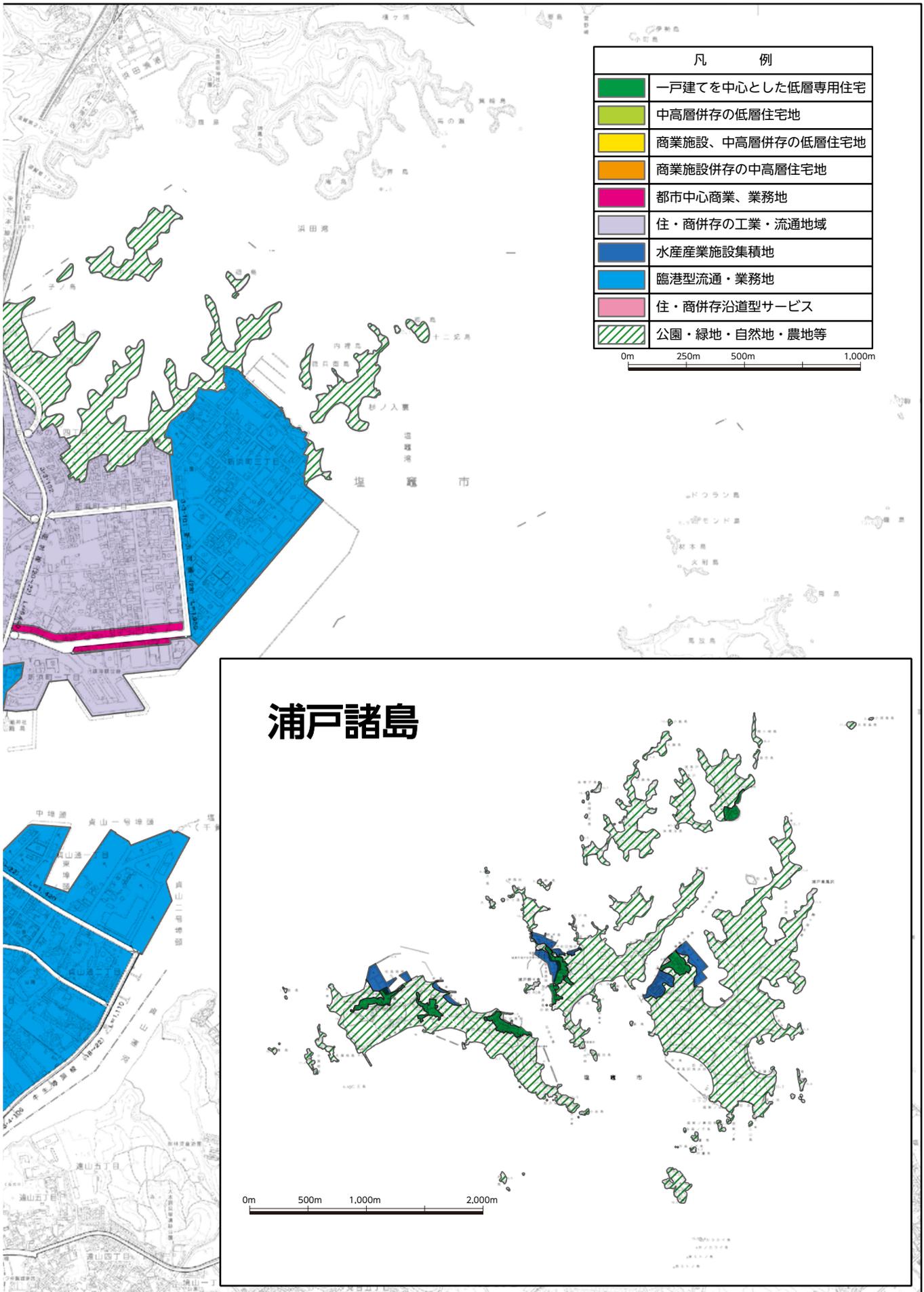


図 土地利用方針図

## 2. 市街地整備の方針

### (1) 現状と課題

本市の市街地整備の現状と課題は以下のとおりです。

#### ① 現状

- 本市の歴史は古く、縄文時代から人々が暮らし、奈良時代には塩竈の港が国府多賀城への国府津として開かれ、藩政時代には仙台藩の外港として発展していました。明治時代に近代的港湾の整備が開始され、上野～塩釜間が東北本線で結ばれて、東北有数の港湾都市となりました。また、高度成長期には全国有数の漁港・水産加工のまちとして発展してきました。
- 本市の平地は、ほとんどが埋立てによるもので、市街地の6割を占め、商業地と工業地になっています。また、戦後は丘陵地において住宅開発が進み、本土側のほとんどが市街化されています。

#### ② 課題

- 商業地は、バブル経済崩壊後の長引く経済の低迷と周辺市町への大規模小売店舗等の進出により、空き店舗が増加するなど活力が低下し、塩竈商圈は平成11年に消滅しました。このため、ソフト、ハード両面における活性化対策が求められています。
- 工業地は、物流の根幹である塩釜港の国際拠点港湾、特定第三種漁港、日本三景松島の観光港としての機能・役割が低下しており、背後の業務地も、地盤沈下や用地不足などで企業活動及び進出が妨げられています。このため、基盤の再整備と新たな企業誘致並びに産業の創造が求められています。
- 住宅地は、旧市街地と新興住宅地に大別されます。前者は、狭あい道路が多く、交通環境や防災上の課題を抱えており、都市基盤整備と一体となった住環境の改善が求められています。後者においては、閑静な住環境の保全を図るとともに、子育て世代向けの新たな住宅団地の整備が求められています。

### (2) 基本的な方向

本市の市街地整備の現状と課題に基づき、基本的な方向を以下のとおりとします。

- 本市の顔となる中心市街地では、人口減少への対応として都市の拠点性を高めるため、参道口の拠点整備による賑わいと風格のある門前町づくりを進めるとともに、都市再開発事業や沿道街路整備により商店街の再生とまちなか居住を推進していきます。
- 工業地では、塩釜港の商港機能の改善を推進しながら、背後地の港湾物流機能の強化や土地利用の見直しを行っていきます。また、三陸自動車道へのアクセス道路を早期に整備し、新魚市場を核とした、水産物流基地、食品加工基地としての強化を図ります。さらに、港奥部のウォーターフロント整備により、新たな企業・産業の誘致や観光港としての魅力向上を促進していきます。
- 旧市街地では、土地区画整理事業等を推進し、防災等を考慮した住環境の改善に努めていきます。

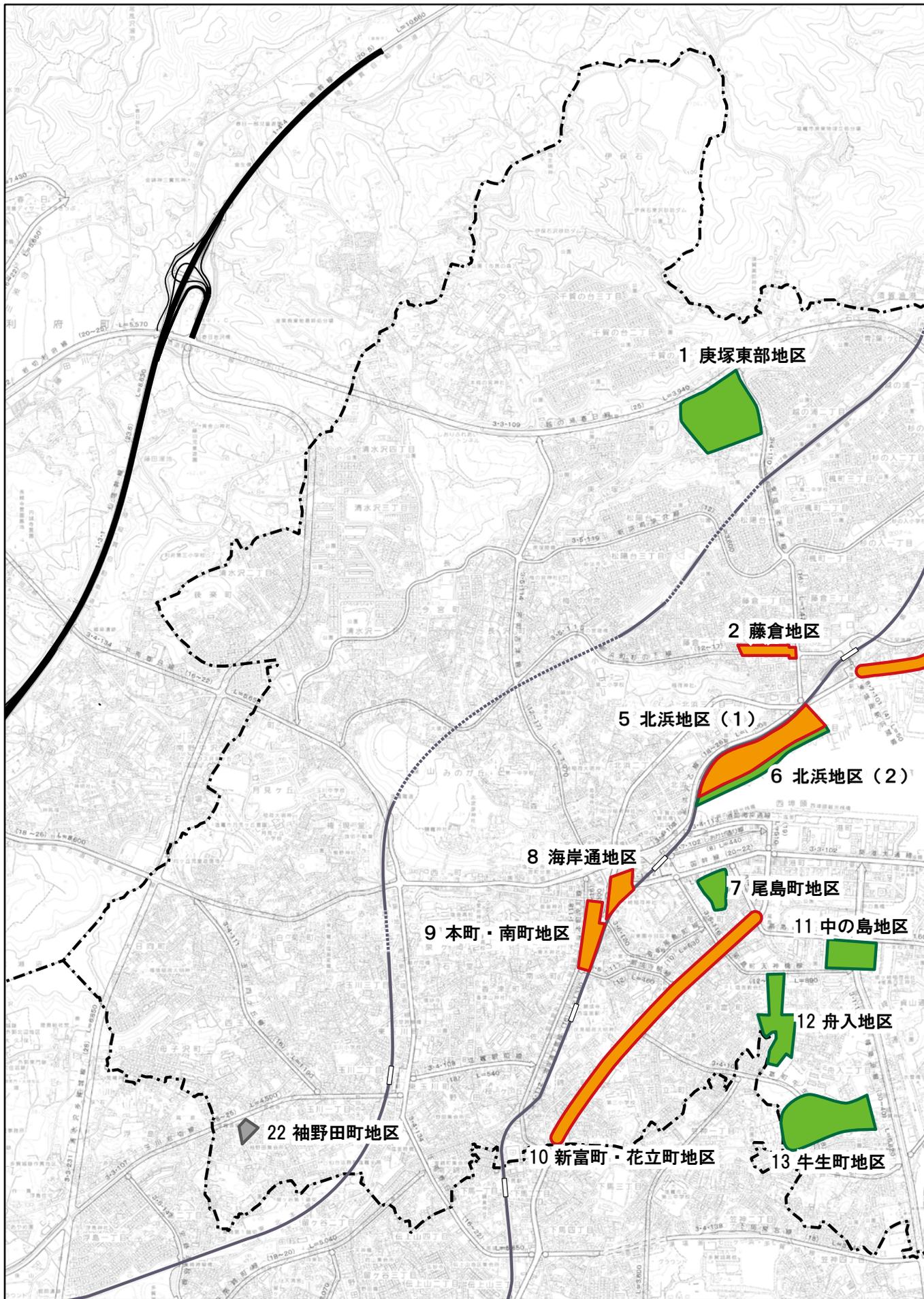
- 新興住宅地では、用途地域に即した住環境の保全を行っていきます。また、未利用地を活用し、新たな住宅地の供給を進めていきます。

(3) 市街地整備の方針

本市の市街地整備の方針は、以下のとおりです。

表 市街地整備の方針

No.	地 区	基 本 方 針
1	庚塚東部地区	未利用地の活用
2	藤倉地区	土地区画整理事業による住環境等の基盤整備
3	東塩釜駅周辺地区	地区のまちづくりと一体となった国道45号の4車線化
4	魚市場地区	新魚市場を核とした水産物流基地としての強化
5	北浜地区（1）	土地区画整理事業
6	北浜地区（2）	北浜緑地護岸の有効活用
7	尾島町地区	未利用地の活用
8	海岸通地区	海岸通再開発事業
9	本町・南町地区	一方通行の解消及びまちなか居住の促進
10	新富町・花立町地区	地区のまちづくりと一体となった国道45号の4車線化
11	中の島地区	工場等移転後の跡地の有効活用
12	舟入地区	未利用地の有効活用
13	牛生町地区	未利用地の有効活用
14	桂島地区（1）	レクリエーションゾーンの検討
15	寒風沢地区（1）	レジャーゾーンの検討
16	桂島地区（2）	誰もが暮らしやすい住環境整備
17	桂島地区（3）	誰もが暮らしやすい住環境整備
18	石浜地区	誰もが暮らしやすい住環境整備
19	野々島地区	誰もが暮らしやすい住環境整備
20	寒風沢地区（2）	誰もが暮らしやすい住環境整備
21	朴島地区	誰もが暮らしやすい住環境整備
22	袖野田町地区	斎場移転後の土地利用の検討
23	杉ノ入裏地区	清掃工場の今後のあり方の検討



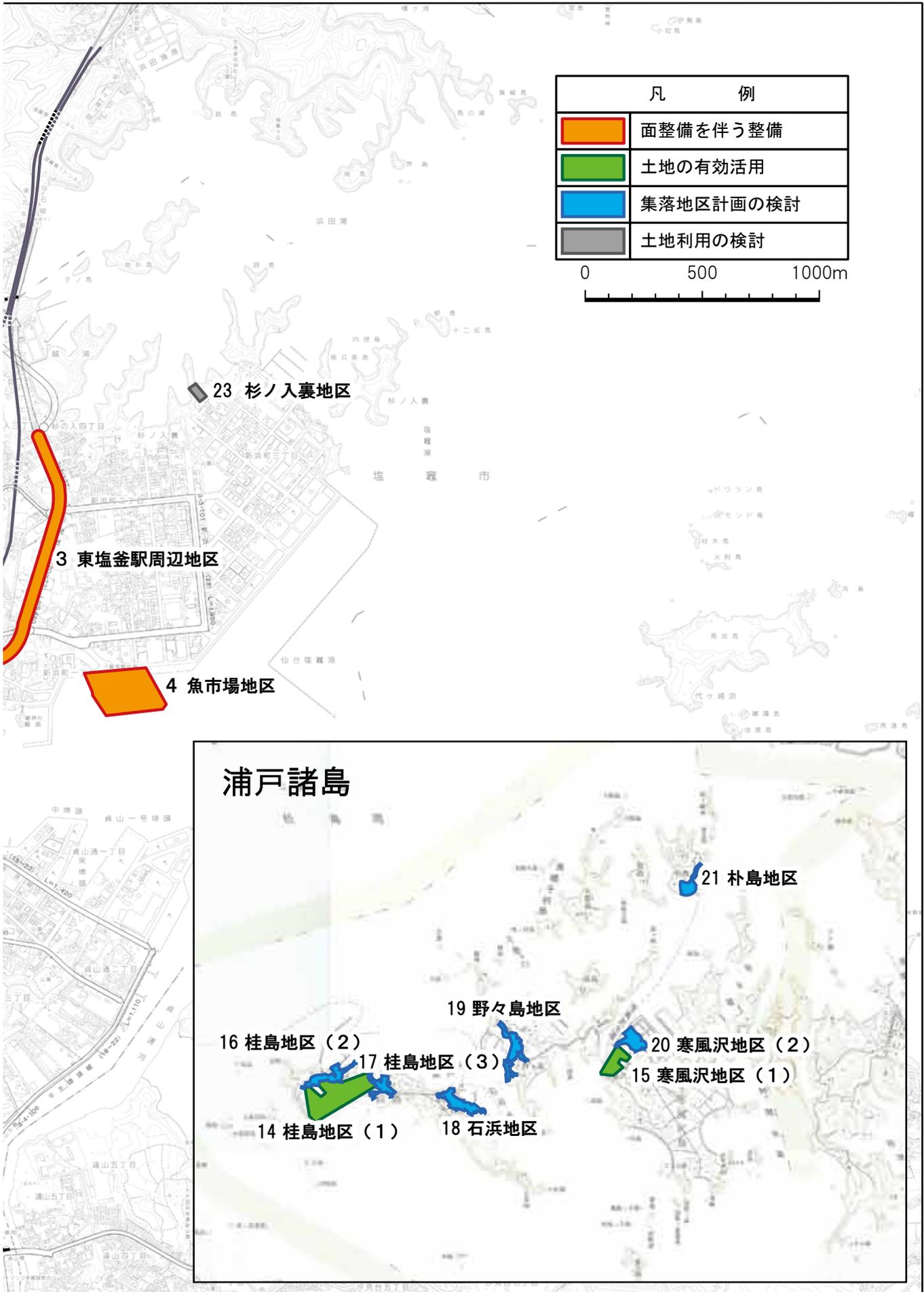


図 市街地整備方針図

### 3. 交通施設整備の方針

#### (1) 現状と課題

本市の交通施設整備の現状と課題は以下のとおりです。

##### ① 現状

- 本市の都市計画道路網は、中心市街地から放射状に延びる道路（一国幹線、北浜沢乙線、玉川岩切線）と、環状道路として、外環状（仙塩幹線、一国幹線、八幡築港線、築港大通線、越の浦春日線）と、内環状（一国幹線、海岸通下馬線）で形成されています。
- 本市は J R 東北本線（仙石東北ライン）と J R 仙石線の 2 つの鉄道があり、4 つの駅（塩釜駅、本塩釜駅、東塩釜駅、西塩釜駅）が設置されています。
- 市内 15 分交通体系として、市内循環 100 円バスが運行されています。4 つの鉄道駅と市役所をはじめとする主な公共施設を結んでおり、高齢者の外出支援、環境負荷の軽減などにつながっています。

表 骨格となる都市計画道路一覧

	番号	路線名	計画幅員 (m)	車線数
放射状道路	3・3・132	一国幹線 (国道 45 号)	20～22	4
	3・4・103	北浜沢乙線	18～26	2
	3・3・107	玉川岩切線	18～25	2
外環状	1・3・1	仙塩幹線 (三陸自動車道)	23.5	4
	3・3・132	一国幹線 (国道 45 号)	20～22	4
	3・1・131	八幡築港線	30～40	4
	3・3・102	築港大通線	18～22	(4)
	3・3・109	越の浦春日線	25	4
内環状	3・3・132	一国幹線 (国道 45 号)	20～22	4
	3・4・112	海岸通下馬線	16	2

注) 括弧内は現況幅員（築港大通線の車線数は都市計画決定されていないため）

##### ② 課題

- 都市計画道路については、まず主要幹線道路である一国幹線（国道 45 号）は、渋滞解消のため 4 車線化が望まれています。また、三陸自動車道インターチェンジへのアクセス道路が未整備となっています。さらに、地形的に整備が困難である箇所については、ルート等の再検討が必要となっています。
- 鉄道駅においては、乗り換えの利便性向上が求められています。
- 市内循環 100 円バスのルートについては、狭あい部分があることから、当該ルートを中心とした道路の改良が求められています。
- 浦戸地区の住民の利便性向上と地域振興のため、浦戸諸島の各島を結ぶ島内架橋が求められています。

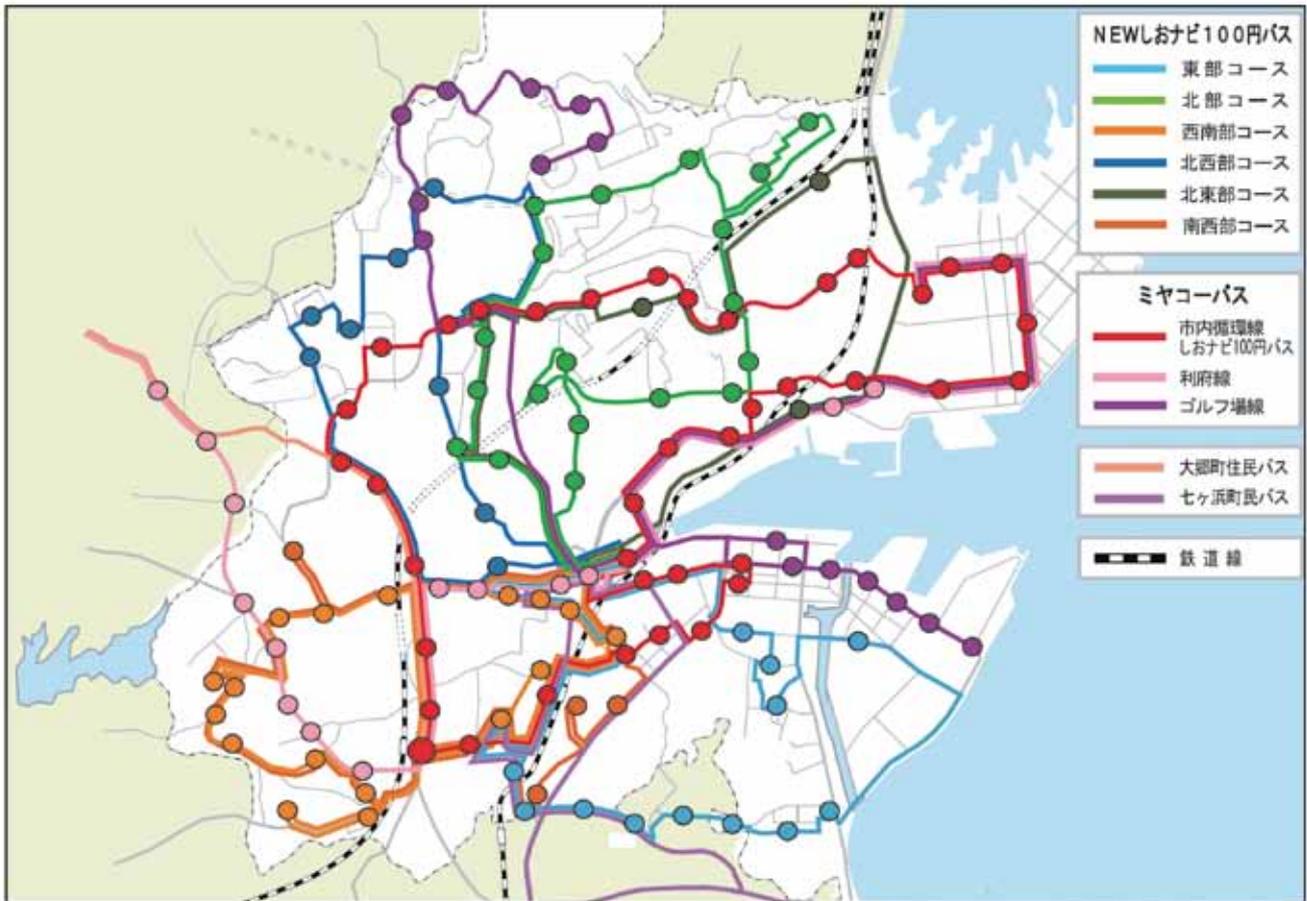


図 公共交通体系図

(2) 基本的な方向

本市の交通施設整備の現状と課題に基づき、基本的な方向を以下のとおりとします。

- 都市計画道路について、主要幹線道路である一国幹線（国道45号）は、4車線化に向け、まちづくりと一体となった沿道街路整備を進めます。
- 将来の推計人口に見合った適切な都市基盤整備とするため、三陸自動車道インターチェンジへのアクセス道路（利府中インター線・北浜沢乙線・玉川岩切線）については、優先的に早期完成を目指していきます。さらに、地形等の制約により整備が困難な道路については、他の路線の整備状況や交通流動の状況を考慮した上で、計画の廃止も含めた見直しを行います。
- 駅前広場の機能強化や再整備を行いながら、ターミナル機能の強化を図ります。
- 市内循環100円バスのルートを中心とした狭あい道路の整備や道路空間のバリアフリー化への対応を推進します。
- 市内の回遊性向上や交流の促進に向けて、市民や来訪者が利用しやすい遊歩道や自転車道の充実を図ります。
- 浦戸島内架橋については、特別名勝松島等の法的規制も考慮しながら検討を行います。



しおナビ100円バス

### (3) 交通施設整備の方針

本市の交通施設整備の方針は、以下のとおりです。

#### ① 公共交通の方針

##### a. 鉄道

- J R 東北本線（仙石東北ライン）と J R 仙石線については、鉄道事業者と協力して、公共交通の利用を促進します。
- 市民が快適に移動できる交通環境を創出するため、鉄道駅及びその周辺のバリアフリー化や安全対策（ホームドア設置等）を促進するとともに、鉄道駅におけるターミナル機能を強化し、鉄道・バスの乗り換えの利便性向上やバス待合所等の充実を図ります。

##### b. バス

- 市内 15 分総合交通体系の充実を図るため、バス路線のサービス水準の維持・向上を図るとともに、鉄道との連絡強化について検討します。

##### c. 市営汽船

- 浦戸諸島の重要な足である市営汽船については、経営健全化計画に基づき、航路の維持を図ります。



仙台まで 12 分で結ぶ  
仙石東北ライン



市民の足  
NEW しおナビ 100円バス



市営汽船  
しおじ

#### ② 道路整備の方針

##### a. 高規格幹線道路：仙塩幹線（三陸自動車道）

- 高規格幹線道路は、主要拠点間を連絡し、自動車の高速交通を目的とした、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路です。
- 仙塩幹線は塩竈市西側の外縁部に沿って位置しています。平成 22 年に仙台北部道路の利府しらかし台 IC - 富谷 JCT 間が開通し、仙塩幹線と東北自動車道が接続され、仙台都市圏環状自動車専用道路が全線開通したことから、広域的な骨格となる高速交通網が確保されました。今後も主要な広域的なネットワークの軸として位置づけます。

##### b. 要幹線道路：一国幹線（国道 45 号）

- 広域的な交通を処理し、仙台都市圏全体の骨格をなす道路として、沿道のまちづくりと一体となった沿道街路整備を進めながら、全線 4 車線化の実現を図ります。

c. 骨格幹線道路：越の浦春日線、北浜沢乙線、玉川岩切線、海岸通下馬線、八幡築港線、築港大通線

- 三陸自動車道インターチェンジへのアクセス道路や都市構造の骨格をなす道路として、一部ルートの変更も行いながら早期に整備し、ネットワークを形成します。
- このうち、玉川岩切線（未整備）と塩竈駅前線（整備済）のクランク交差は、円滑な交通流動の確保に支障をきたすものであるため、玉川岩切線のルートの見直しを検討する必要があります。

d. 幹線道路：清水沢多賀城線、新田南錦町線、宮町吉津線、東塩釜吉津線、尾島町天神橋線、新浜町線、港町海岸通線、尾島町一本松線、牛生埠頭線、下馬春日線、塩竈駅前線

- 各地域と骨格幹線道路を結ぶ道路として、一部ルートの変更や廃止の検討も行いながら整備促進を図ります。

e. 補助幹線道路：玉川向ヶ丘線、新浜町杉の下線、本町南町線、願成寺前線、新富町牛生線、笠神八幡線、新浜町泉沢線、しおかぜ通り線、南町尾島町線

- 幹線道路と区画道路とを連絡する道路として、一部ルートの変更や廃止の検討も行いながら整備を促進します。

f. その他

- 市民や来訪者の利便性が高まるように、市内を回遊する遊歩道や自転車道の整備を推進します。

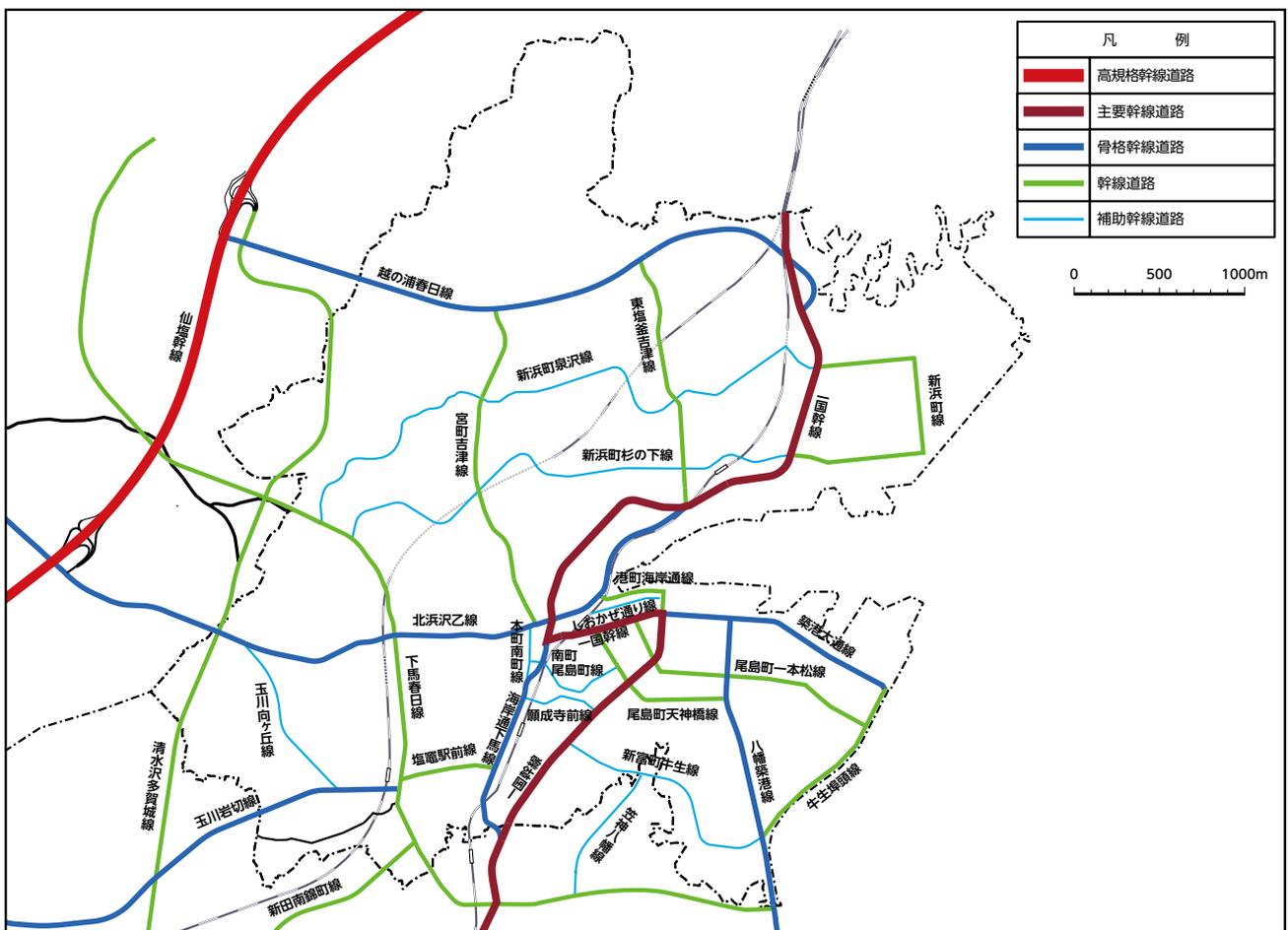
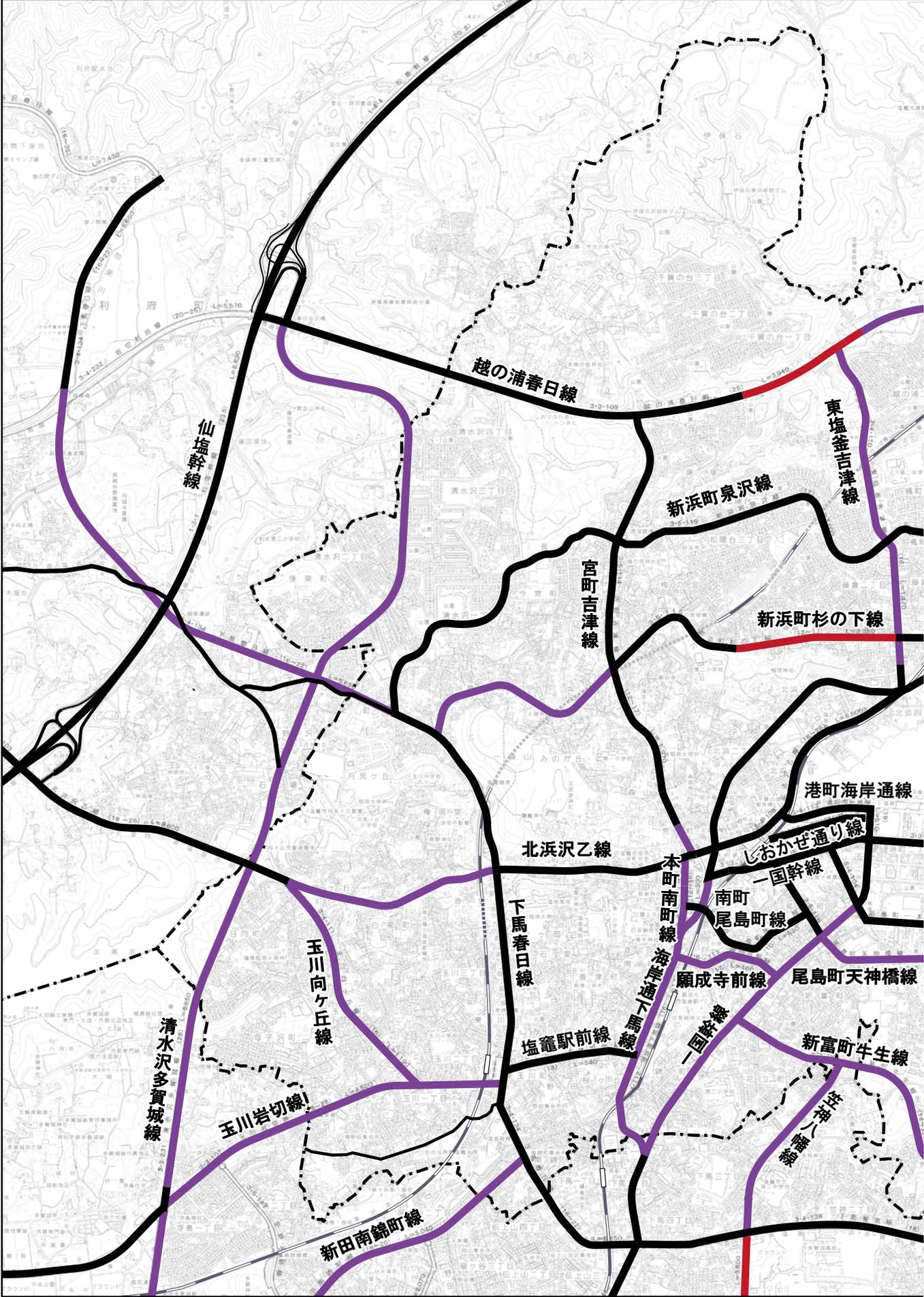


図 分類別将来道路網図



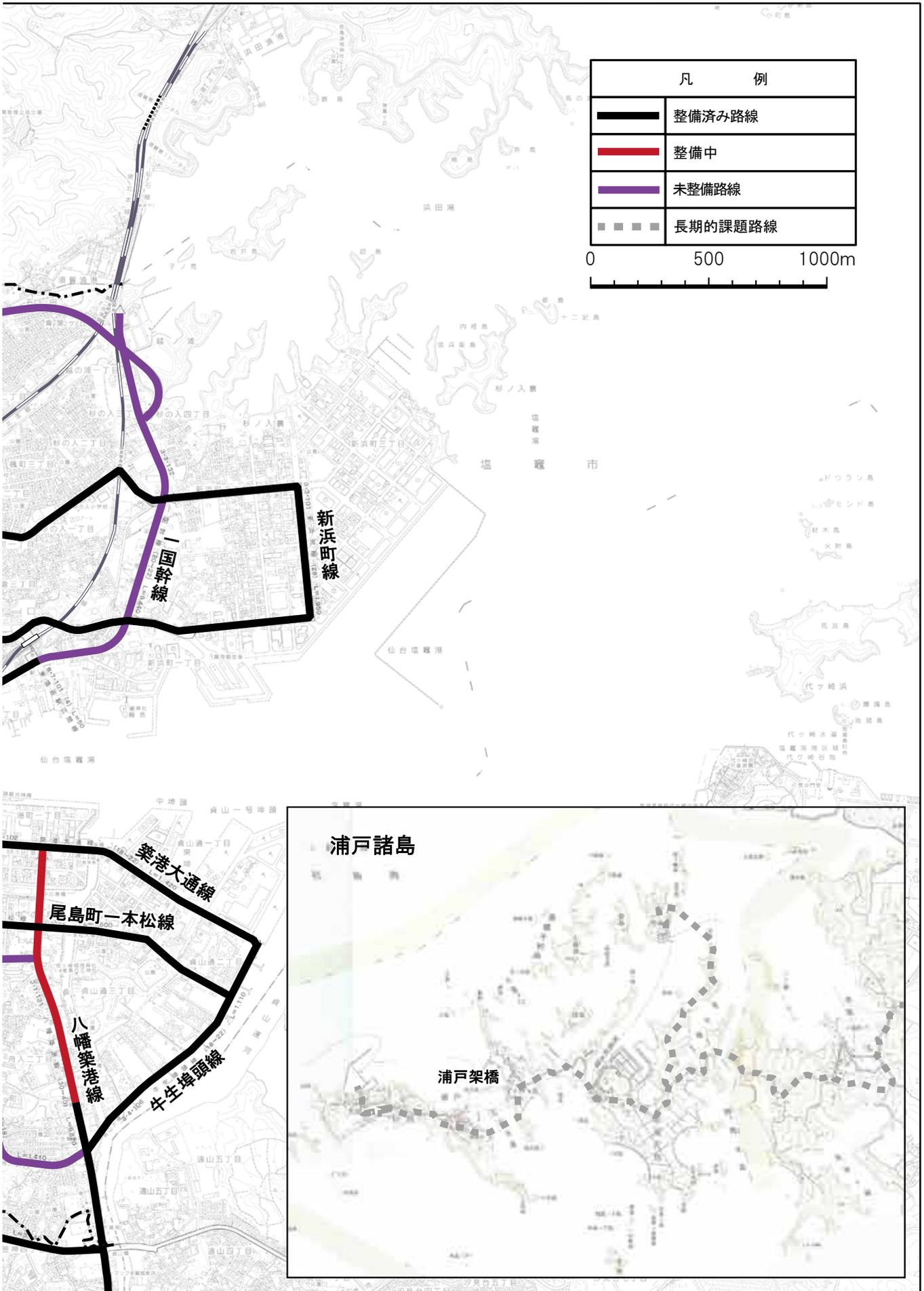


図 交通施設整備方針図

## 4. 自然環境保全及び緑地整備の方針

### (1) 現状と課題

本市の自然環境保全及び緑地整備の現状と課題は以下のとおりです。

#### ① 現状

- 本市は、丘陵地に豊かな自然林（二次林を含む）を有し、浦戸地区や杉の入地区等優れた景観の海岸線を誇っていました。しかし、戦後の高度経済成長期に一森山と越ノ浦・杉ノ入裏が所在する赤崎地区の一部等を除く宅地開発により、市域の大部分が都市的土地利用となっています。
- 本市は海岸部に極めて優れた自然景観を有しており、本土側市域の一部と浦戸地区全域が県立自然公園松島に指定されています。また、浦戸地区、赤崎地区周辺、及び海面域においては、風致景観の優秀なものの中で価値が特に高いものとして特別名勝松島に指定されています。

#### ② 課題

- まとまった緑地は、環境保全と防災、景観等において、きわめて重要な役割を担っており、長期に渡る保全が求められています。
- 浦戸地区は、松島の景観として広く価値が認められており、現状保全を基本としながら、資源として有効に利用するための方策が求められています。
- 中心市街地周辺の旧来の住宅地などにおいて、街区公園や近隣公園の住区基幹公園が不足している区域が多くなっています。
- まとまった緑地として残されているものとして、一森山、伊保石公園、加瀬沼公園、ゴルフ場、塩釜港緑地、地盤国有公園、赤崎地区周辺が挙げられます。
- 塩竈墓園（月見ヶ丘霊園）については、周辺の宅地化が進み、新たな緑地の確保や墓地造成は困難になっています。しかし、近隣に民間墓地が開発されていることから、新たな墓地造成の必要性は低くなっていると考えられます。
- 市の財産である歴史的景観や市街地に潤いをもたらす緑を保全しつつ、これらを積極的に活用したまちづくりが求められています。

### (2) 基本的な方向

本市の自然環境保全及び緑地整備の現状と課題に基づき、基本的な方向を以下のとおりとします。

- 将来の推計人口に見合った適切な公園規模の確保を念頭に置き、伊保石公園の一部未供用部分については、現状のまま保全することも含めた整備方針の再検討を行います。
- 特別名勝松島に含まれる半島部分や浦戸地区、一森山については自然環境の保全を基本とします。浦戸地区については、自然環境の保全と景観を地域資源として活用する方策を検討します。
- 市街地においては、潤いある市街地環境を形成するため、面整備等に合わせた緑地・オープンスペースの確保に努めます。
- ゴルフ場周辺等、市街地に点在する斜面林等については、自然と環境・景観上、重要な緑地であることから保全を図ります。

(3) 自然環境保全及び緑地整備の方針

本市の自然環境保全及び緑地整備の方針は、以下のとおりです。

表 自然環境保全及び緑地整備の方針

No.	名称等	基本方針
34-2	伊保石公園（第2期）	現状のまま保全することも含めた整備方針の再検討
42	遊歩道	市民や周辺従業者のレクリエーションのための遊歩道整備

表 公園・緑地の現況（平成28年4月時点）

■都市計画公園

番号	名称	計画面積	供用面積
(街区公園)			
1	佐浦町公園	0.11	0.11
2	東玉川公園	0.10	0.10
3	玉川公園	0.16	0.16
4	中の島公園	0.10	0.13
5	一本松公園	0.21	0.13
6	港町公園	0.22	0.22
7	北浜公園	0.36	0.37
8	みのが丘公園	0.10	0.15
9	松陽台公園	0.30	0.30
10	楓町公園	0.17	0.17
11	青葉ヶ丘公園	0.24	0.24
12	松陽台東公園	0.37	0.37
13	松陽台北公園	0.07	0.07
14	松陽台南公園	0.04	0.04
15	楓町北公園	0.21	0.20
16	青葉ヶ丘北公園	0.04	0.04
17	青葉ヶ丘東公園	0.15	0.17
18	梅ヶ丘公園	0.08	0.09
19	後楽公園	0.19	0.19
20	千賀の台公園	0.26	0.26
21	千賀の台南公園	0.40	0.39
22	千賀の台東公園	0.23	0.25
23	千賀の台1号公園	0.05	0.05
24	千賀の台2号公園	0.11	0.11
25	千賀の台3号公園	0.07	0.07
26	清水沢1号公園	0.10	0.10
27	清水沢2号公園	0.19	0.19
28	清水沢北公園	0.29	0.29
29	清水沢西公園	0.39	0.48
30	杉の入公園	0.22	0.22

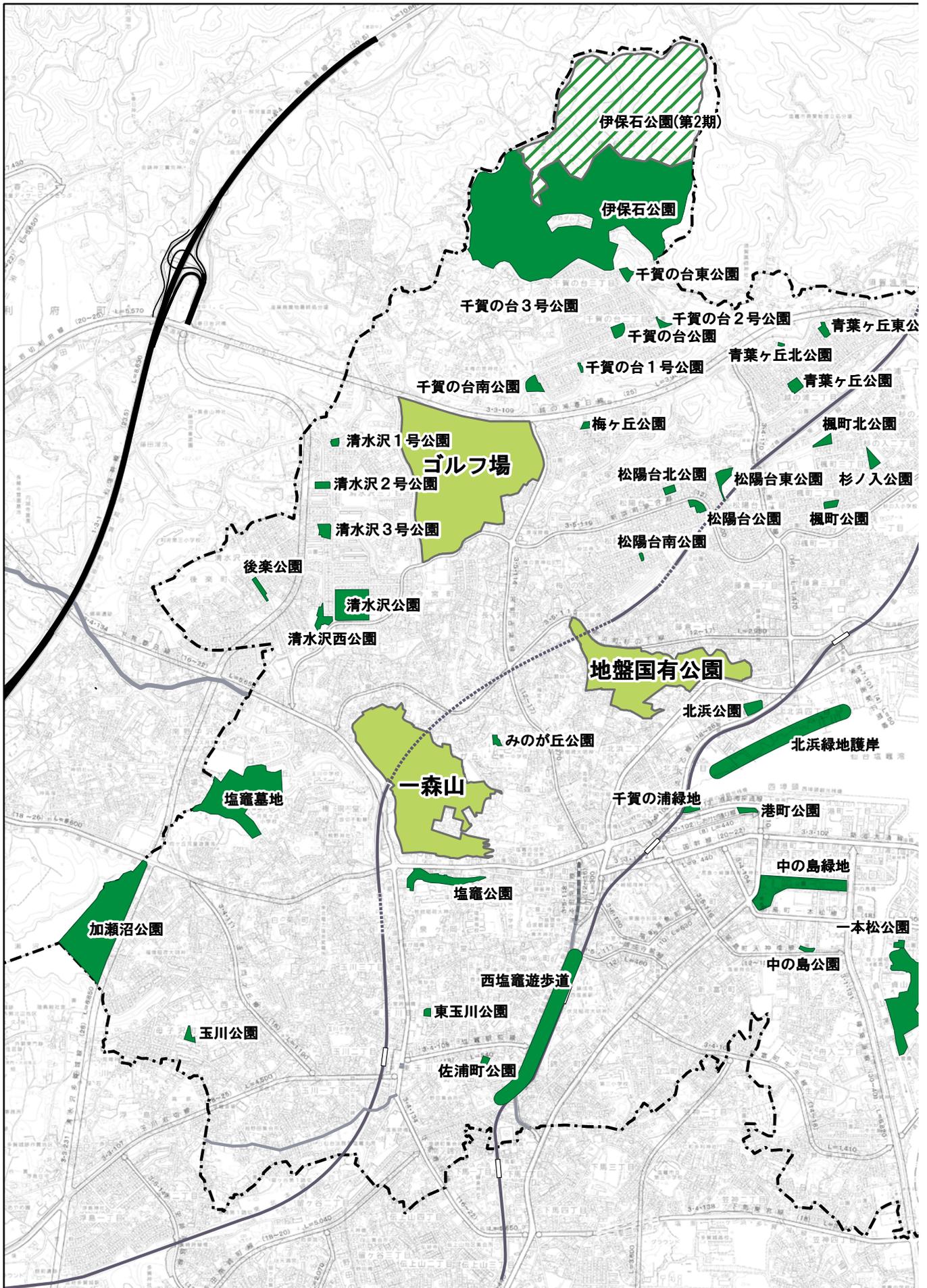
番号	名称	計画面積	供用面積
(近隣公園)			
31	塩竈公園	1.50	1.36
32	新浜町公園	1.30	1.33
33	清水沢公園	2.00	2.00
(総合公園)			
34-1	伊保石公園	66.50	38.19
34-2	伊保石公園（第2期）		
(広域公園)			
35	加瀬沼公園	104.3	
	(塩竈市分)	8.1	
(緑地)			
36	塩竈港緑地	7.00	7.16
37	千賀の浦緑地	0.44	0.44
(墓園)			
38	塩竈墓地	6.09	2.15

■その他の緑地等

番号	名称
(緑地)	
39	中の島緑地
40	北浜緑地護岸
(遊歩道)	
41	西塩竈遊歩道
42	遊歩道



近隣公園である清水沢公園



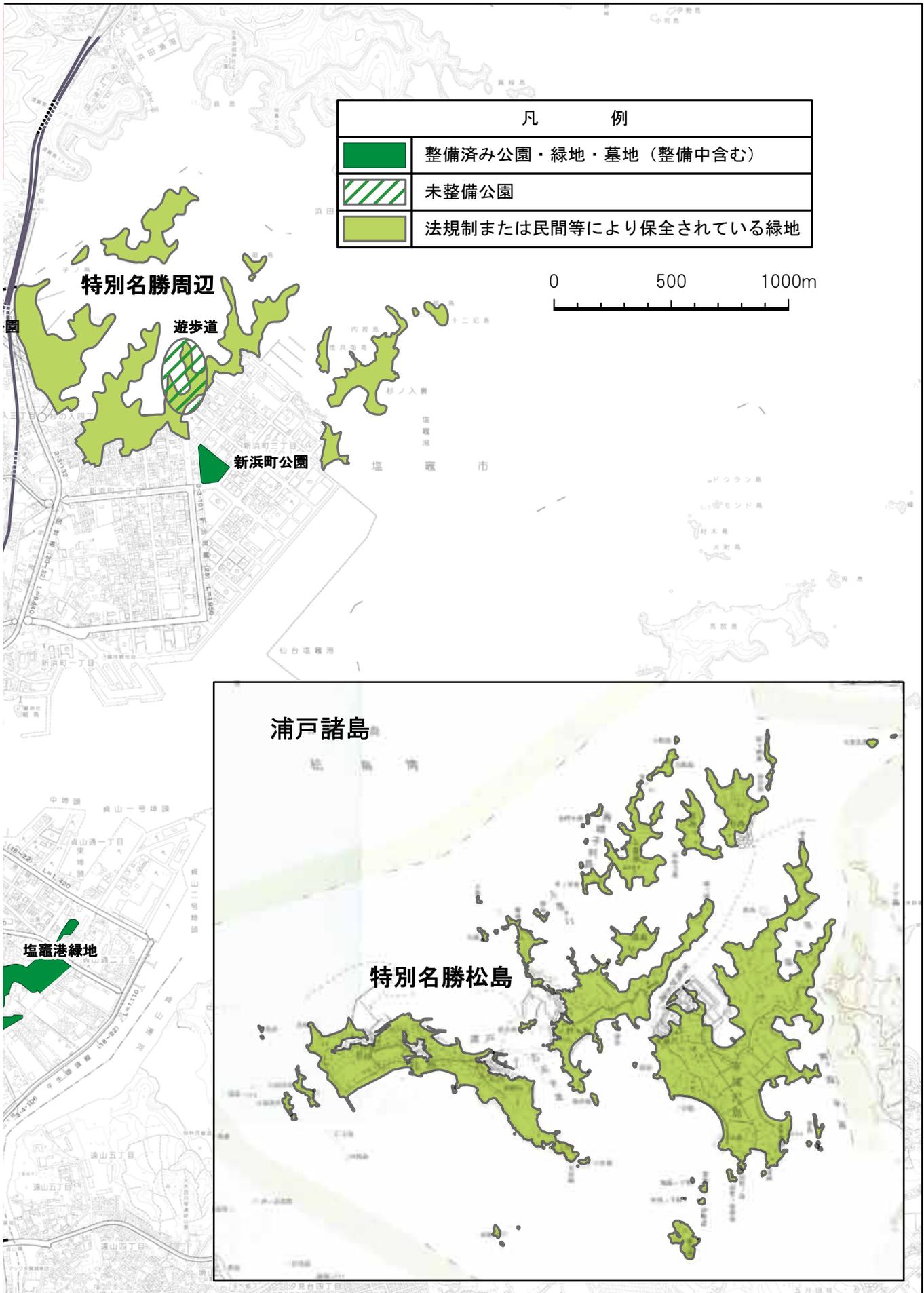


図 自然環境保全及び緑地整備方針図

## 5. 都市防災の方針

### (1) 現状と課題

本市の都市防災の現状と課題は以下のとおりです。

#### ① 現状

- 本市は、中心市街地や工場地帯の大半が明治期以降の海面埋立てなどによって造成された地盤上に立地しており、標高も低く、台風や集中豪雨、あるいは地震・津波・高潮の被害を受けやすい状況にあります。
- 平成23年に発災した東日本大震災により、本市は甚大な被害を受けており、特に浦戸地区や沿岸地区は津波被害を大きく受けました。
- 本市では、丘陵地に宅地が広がっている地形状況を反映して、市街地内に土砂災害警戒区域等に指定されている区域があり、平成29年3月現在、急傾斜地崩壊危険箇所として56箇所が指定されています。
- 平成29年3月現在、雨水ポンプ場は7箇所整備されています。

#### ② 課題

- 東日本大震災では、耐震化の推進により建物に対する地震被害は最小限に抑制されましたが、地盤の崩落により宅地等が被害を受けています。そのため、脆弱性が明らかになった施設等については耐震化を推進するとともに、地盤崩落についての対策を講じる必要があります。
- 本市は、台風や大雨洪水による浸水被害の発生頻度が多くなっています。丘陵部での宅地化が進行している中、地震・津波だけではなく、沿岸部の高潮対策、急傾斜地の安全確保などへの対応が喫緊の課題となっています。
- 本市では、東日本大震災の津波被害に代表される津波や洪水・高潮による浸水の可能性がある区域がみられます。そのため、多重防御の取り組みが難しい本市の実情を踏まえた浸水対策を検討し、市民の安全・安心の確保を図ることが必要です。
- 古くからの市街地では、道路が狭く木造住宅が密集している地域も残っており、狭あい道路の解消などによる火災危険地区の解消も求められています。

### (2) 基本的な方向

本市の都市防災の現状と課題に基づき、基本的な方向を以下のとおりとします。

- 東日本大震災の教訓を踏まえて、「塩竈市地域防災計画」に基づいた対応を図ります。
- 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせる災害に備えます。
- 大規模災害においては、行政のみでは限界があることから、自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、そして行政等による「公助」を基本とし、それぞれの責務・役割そして連携を明確にしながら、誰もが安全で安心な生活がいつまでも送れる地域社会を構築します。
- 防潮堤の整備等のハード対策によって災害による被害をできるだけ軽減します。それを超える災害に対しては、防災教育の徹底やハザードマップの整備など、ソフト対策により対応します。

- 旧来の住宅地においては、狭あい道路の解消を進めます。
- 安全な都市生活づくりのために、ポンプ場整備等の雨水事業を行い、計画降雨10年確率の時間最大降雨量の52.2mmに対応できる能力を確保します。
- 複雑な地形的特徴をもつ本市では、「速やかに流す」従来の浸水対策だけでは洪水被害を防ぐことができないことから、「ゆっくり流す」雨水流出抑制施設の整備を促進します。

### (3) 都市防災の方針

本市の都市防災の方針は、以下のとおりです。

#### ① 地震・津波対策

- 被災した防潮堤の復旧・整備を促進し、津波による浸水対策の強化に努めます。
- 災害に強いまちづくりを推進するため、避難路、指定避難所及び指定緊急避難場所、津波避難ビル、幹線道路、都市公園、漁港等の都市基盤施設の整備を促進します。
- 津波防災整地を図った土地については、地区計画制度等を活用し、土地の区画形質保全を図ります。
- 一般木造住宅並びに公共公益施設の耐震化を促進するとともに、急傾斜地崩壊危険箇所等を把握して、再度の震災被害を防止するために地盤崩落対策を実施します。
- 危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備について検討します。

#### ② 火災対策

- 市街地内における火災の延焼を阻止するため、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設や耐火建築物の整備促進により、不燃空間となる延焼遮断帯の構築を図ります。
- 道路が狭く木造住宅が密集等している火災危険地区では、建物の建替えに合わせた宅地のセットバック等により道路幅員を確保して、狭あい道路の解消を促進します。

#### ③ 水害予防対策

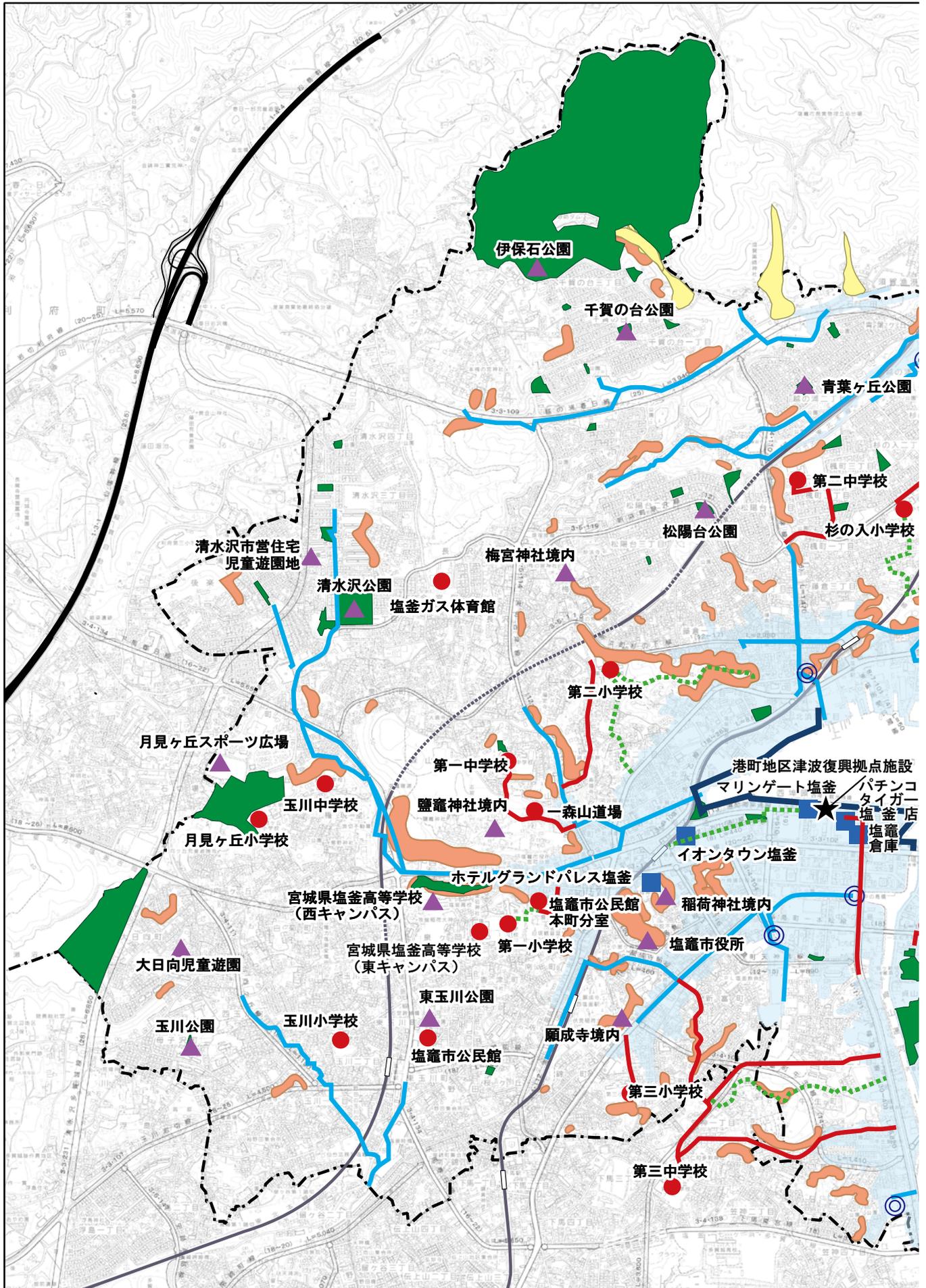
- 道路、側溝等を含む雨水排除施設の検討、公共用地や民間用地を活用した雨水流出抑制事業等を計画的に推進します。
- 雨水幹線、ポンプ場、水路、側溝等の雨水排除施設並びに貯留施設等の流出抑制施設の適切な維持管理を効果的、効率的に実施します。また、雨水流出抑制施設の整備を促進し、雨水排除等の機能の確保を図ることにより浸水被害の防止に努めます。
- 線的、面的な土地利用対策によって被害の軽減対策を実施します。併せて宅地への浸水被害を解消するため、土地利用の指導を充実するとともに常襲浸水地域の建築指導指針を策定し、建築の指導、誘導によって、より効果的な耐水都市づくりを推進し被害の予防、軽減を図ります。

#### ④ 土砂災害予防対策

- 大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、土石流危険区域等の危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行います。

#### ⑤ その他

- 指定緊急避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地、国有財産の有効活用を図ります。



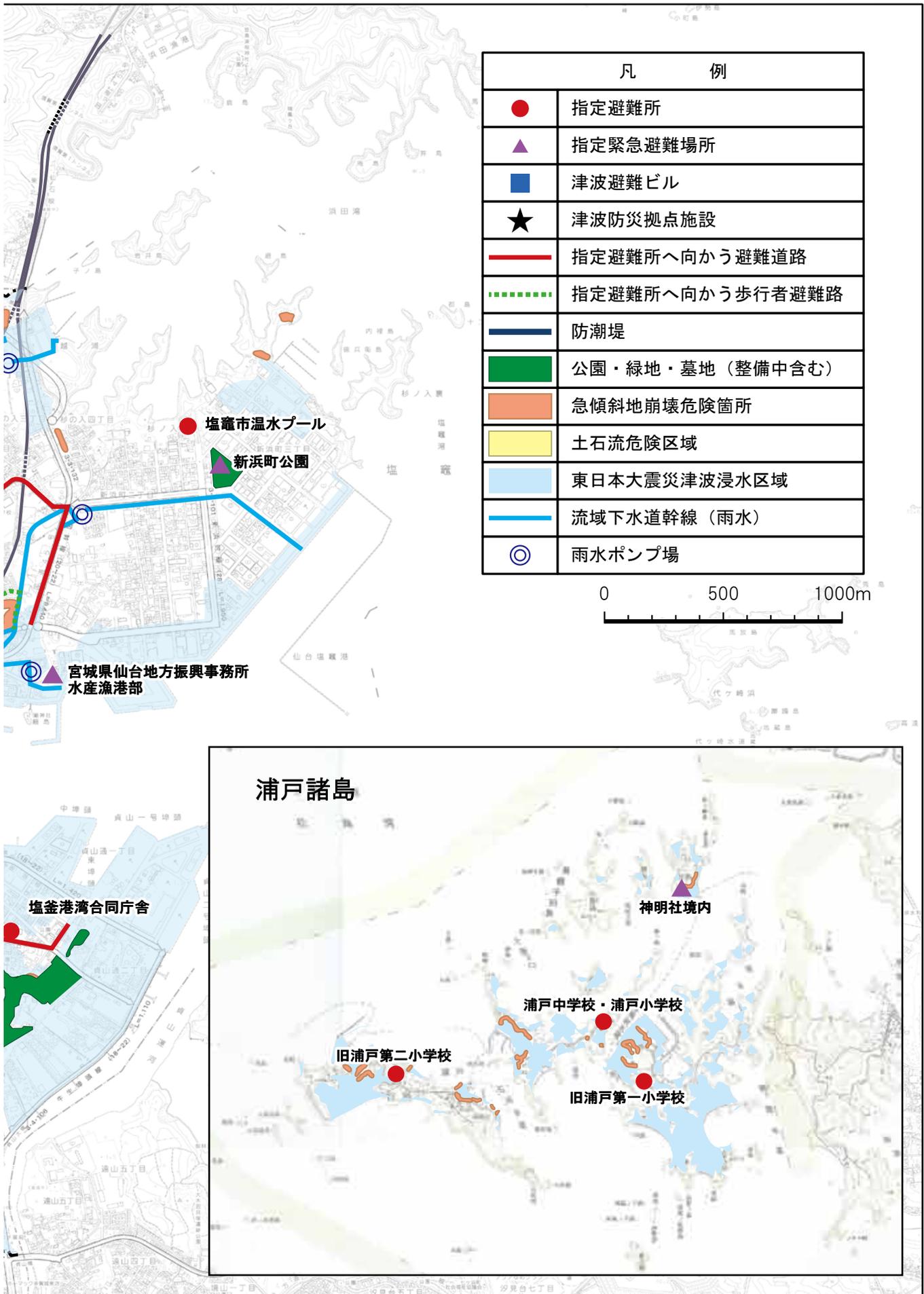


図 防災施設等位置図

## 6. 景観形成の方針

### (1) 現状と課題

本市の景観形成の現状と課題は以下のとおりです。

#### ① 現状

- 本市は、風光明媚な松島湾の一翼を担い、早くから景勝地として知られていました。さらに明治時代から行われた港湾整備などにより、東北でも有数の港湾都市へと発展しました。
- 平成5年に「塩竈の景観を守り育てる条例」を制定し、景観に配慮した道路整備や街並みの景観誘導などの取り組みを行っており、平成23年には景観法に基づく景観行政団体に移行しています。

#### ② 課題

- 鹽竈神社の御神苑から千賀の浦を望む眺望は、本市を代表する眺望景観であり、景観形成上重要なものとなっていますが、近年、眺望を阻害する建築など、良好な眺望景観の喪失が懸念されていることから、本市を代表する海と島々を望む美しい眺望景観を保全していくことが求められています。
- 本市では、昭和40～50年代を中心に丘陵地の宅地開発が行われてきましたが、一部では空き地や建物の老朽化等により、周辺の景観と調和していない家並みがみられることから、良好な街並み景観の形成や緑化を促進し、質の高い豊かな住宅地景観を実現することが求められています。
- 本市には交通結節点となる鉄道駅が4駅ありますが、鉄道駅周辺においては市の玄関口として魅力に欠ける箇所も見られ、空き家や空き地も点在していることから、賑わいの創出に資する街並みを形成して、魅力的な景観を創出することが求められています。

### (2) 基本的な方向

本市の景観形成の現状と課題に基づき、基本的な方向を以下のとおりとします。

- 「塩竈市景観計画」に基づいた景観形成を図ります。
- 特別名勝松島や一森山等の貴重な自然景観と調和した市街地景観を形成します。
- 本市独自のみなとまちや門前町の風情を残している街並み等を保全・活用します。
- 塩竈らしさを生かした美しく魅力的な景観を創出します。
- 「歴史的風致維持向上計画」の検討を進め、歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と人々の営みが一体となった市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承します。



新浜町から望む浦戸諸島

### (3) 都市防災の方針

本市の景観形成の方針は、以下のとおりです。

#### ① 市全体

- 海や島々への眺めと調和した市街地景観の保全を図ります。
- 丘陵部の緑や稜線と調和した市街地景観の保全を図ります。
- 多くの人々が集まる公共空間については、魅力的な市街地景観の形成に資するよう先導的な景観整備を推進します。



鹽竈神社からの眺望景観



丘陵部に広がる市街地

#### ② 塩釜港周辺

- 塩釜港周辺は、みなとまちの風情を感じることができるよう、建物等のたたずまいに配慮した市街地景観の形成を図ります。
- マリンゲート塩釜等の塩釜港沿岸の施設は、海からの眺望景観において重要な要素となることから、景観に配慮した整備を誘導します。
- 塩釜港周辺において新たに整備する防潮堤や緑地等は、景観に配慮した整備を図るとともに、港湾周辺における美化活動も併せて促進することにより、美しいウォーターフロントの景観形成を図ります。



マリンゲート塩釜



プレジャーボート施設

### ③ 門前町

- 門前町を象徴する町家、邸宅、岩蔵等の歴史的・文化的資源は、本市独自の重要な景観資源であるため、これらの資源の保全を図ります。
- 門前町の沿道は、地区の趣と調和させた建築物等による魅力的な街並み景観の形成を図るとともに、沿道から神社境内緑地を望む眺望景観についても、街並みを調和させて保全を図ります。
- 門前町において多くの人々が通る歴史的な街道や参道等は、地区の特性を生かした整備を推進します。



岩蔵前の縁日



市民力で再生された町屋

### ④ 住宅地

- 住宅地内の建物等のたたずまいを調和させて、愛着を持つことができる質の高い家並み景観の形成を図ります。
- 生垣の設置等による緑豊かな家並みや、緑を身近に感じる住宅地の形成を図ります。
- 緑と家並みが調和した美しい丘陵地景観を形成するために、住宅地の法面等については、緑化を促進して良好な緑の環境の保全に努めます。
- 丘陵地の住宅地における坂道では、眺望景観やアイストップ、通りの雰囲気などを生かした家並みの景観を誘導し、憩いの空間や小広場を設けることに努めます。



緑と調和した住宅地



斜面緑地

⑤ 交通施設及びその周辺

- 本塩釜駅は、本市の中で観光客が最も多く利用する駅であることから、周辺を市の玄関口にふさわしく、賑わいを創出する魅力的で美しい都市空間の形成を図ります。
- 塩釜駅は、本市の中で乗降客が最も多く、通勤・通学に利用されていることから、地域交流の場にふさわしい都市空間の創出を図ります。
- 市内外の交通アクセスの中心となる主要幹線道路沿道は、本市の骨格にふさわしい良好な街並み景観の形成を誘導します。
- 主要幹線道路は、多くの人々が通ることから、美しい舗装整備や植栽等による良好な道路空間の形成を図ります。



塩釜駅前



塩釜駅前広場でのイベント



ウォーターフロントを走る仙石線

⑥ その他

- 浦戸諸島は、特別名勝松島の法規制により保護しながら、島々の緑と調和した家並みの形成を図ります。
- 一森山等を中心とする社寺林等の樹木は、門前町に潤いと風格を与えるとともに、重要な自然的景観資源であるため、これらの資源の保全を図ります。



浦戸諸島



一森山の緑

#### (4) 景観形成地区の設定

本市の景観特性を踏まえ、塩竈らしい景観を有している地区を景観形成地区として設定し、将来にわたり良好な景観形成を推進することにより、地域個性を創出して、地域づくりを支援します。

景観形成地区は、地区の特性に応じた以下の4地区とし、地区の重要度・優先度に応じて区分し、戦略的な景観形成を図ります。

表 景観形成地区

地区区分	概要
<b>景観重要地区</b>	<b>本市の景観を形成する上で重要な地区であり、良好な景観形成の取り組みを優先的に行う地区</b>
①海と社を結ぶ地区	・ 塩竈海道沿線から本塩釜駅周辺を経て、海辺の賑わい地区を結び、本市の千年を超える歴史や文化が集積している地区
②浦戸・杉ノ入裏地区	・ 特別名勝松島に指定されており、松島湾に浮かぶ桂島、野々島、寒風沢島、朴島などの島や杉ノ入裏、越の浦からなる地区
<b>景観誘導地区</b>	<b>地区住民の景観に対する意識の高まりに合わせて、良好な景観形成の取り組みを誘導する地区</b>
③田園文化村地区	・ 大正時代に田園都市の思想に基づき造成された良好な住宅地区
④野田の玉川・新駅周辺地区	・ 野田の玉川に近接し、西の玄関口である東北本線塩釜駅周辺で、生涯学習施設等の公共施設が立地している地区
⑤ <sup>まがき</sup> 籬島地区	・ 風光明媚な千賀の浦に浮かぶ島として多くの和歌に詠まれてきた籬島の周辺地区
⑥貞山運河周辺地区	・ 貞山運河と大正時代から昭和初期の塩釜港修築に伴って造られた中の島航路の周辺地区



鹽竈神社



浦戸諸島



文化村



野田の玉川の碑

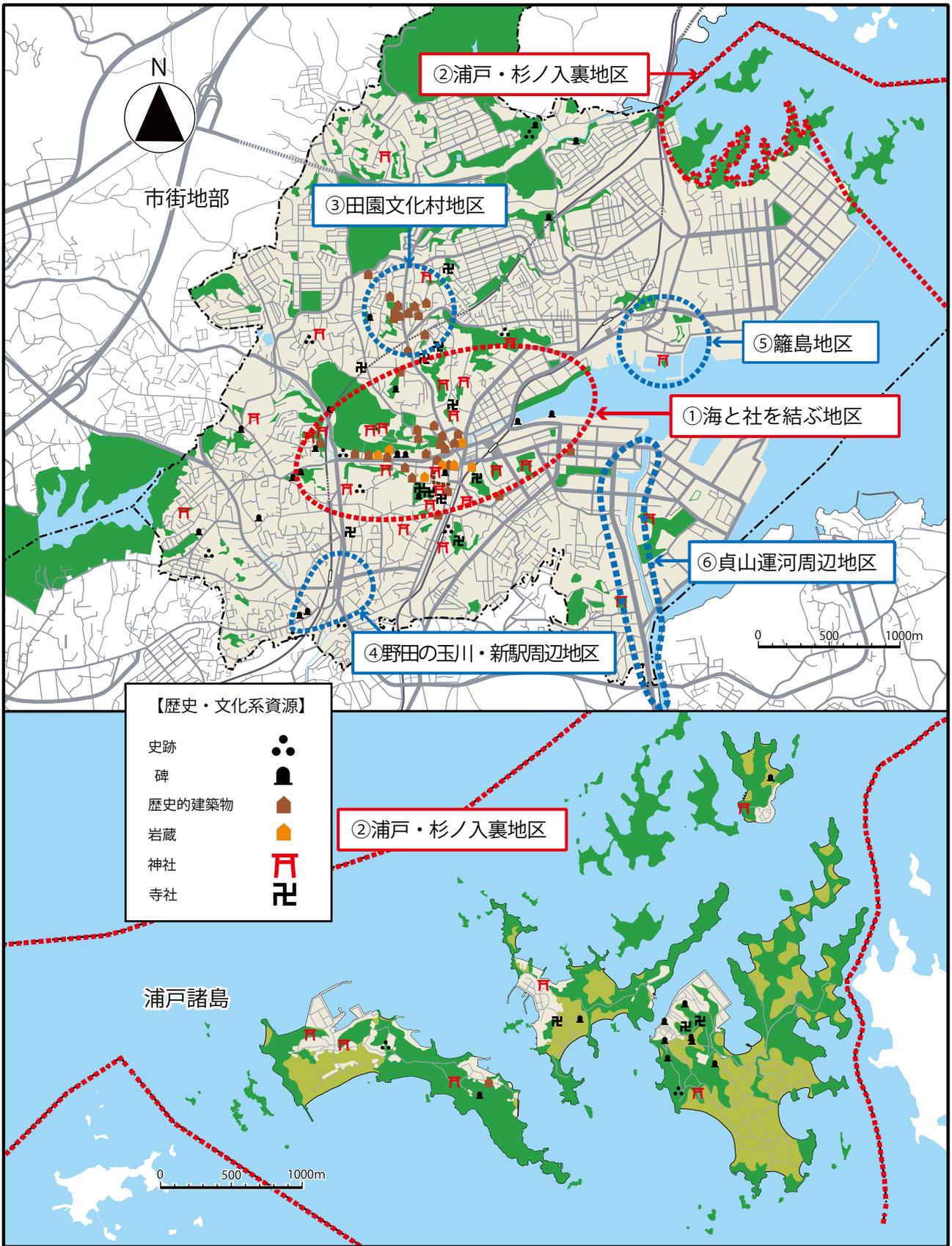


図 景観形成地区位置図



## コラム『塩竈の都市計画』

### ③全盛期 1977～1990

宮城電気鉄道（のちの仙石線）は、大正14年に仙台～西塩釜間が開通し、昭和3年には石巻まで開通し、明治20年開通の塩釜線とともに本市の発展に大きく貢献しました。

しかし、この二つの鉄道の線路により中心市街地が東西に分断され、さらに自動車の増加により激しい交通渋滞が発生しました。そこで昭和40年に仙石線の高架複線化が構想され、昭和50年（1975）に都市高速鉄道事業として都市計画決定し、西塩釜～東塩釜間で高架複線化工事（昭和52～56年）が行われ、併せて駅舎も新たに建て替えられました。

海寄りに大きくルートを変えた仙石線からは塩釜港や浦戸の島々を望むことができるようになりました。また、夜マリンゲート塩釜から港を眺めると、仙石線がまるで銀河鉄道のように走り、ロマンあふれる塩竈の都市景観を演出しています。

なお、旧本塩釜駅周辺は、昭和61年～平成2年（1986～1990）に再開発事業が行われ、図書館やホールを併設した複合ビル壱番館が誕生しました。



旧本塩釜駅（現壱番館）



パンフレットのイメージパース



開通（昭和56年）



海寄りに高架複線化された新路線